



宮崎大学学術情報リポジトリ University of Miyazaki Academic Repository

宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学と入学後の支援の状況：
県立・私立学校への質問紙調査を通して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2020-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 素子, 岩崎, 花菜美, 石那田, 寛子, Kimura, Motoko, Iwasaki, Kanami, Ishinada, Hiroko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/5694

宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学と 入学後の支援の状況

— 県立・私立学校への質問紙調査を通して —

木村素子・岩崎花菜美・石那田寛子

**Special Support Education for High School Students
with Learning Disabilities in Miyazaki**

Motoko KIMURA¹, Kanami IWASAKI² and Hiroko ISHINADA³

要旨

本稿は、宮崎県を対象として学習障害のある生徒の高校進学状況や入学後の支援状況について質問紙調査を通して明らかにしたものである。2014年11月、宮崎県内の県立高校39校、私立高校15校、全54校へ質問紙を配付した。38校より回答があり（回収率70.4%）、分析結果から以下のことが明らかとなった。第一に、県立高校の約7割、私立高校の約8割から「学習障害のある生徒が在籍している」との回答が得られ、特に県立高校では全日制普通科よりも定時制・通信制のほうがその在籍が多く、先行研究と同様に、定時制・通信制が学習障害生徒の進学先としてより選択される可能性が明らかとなった。第二に、入学者選抜試験時や授業時に行われている学習障害のある生徒に対する配慮や支援は一斉指導のなかで実施できる内容・方法が多く、個別的な配慮は少なかった。その背景として、高校では小・中学校と比べより難解な学習内容や専門教育に関わる独特な学習内容や授業形式があること、特別支援教育に関する教員加配や支援員配置が小・中学校のように整備されていないこと、高校のなかでもとりわけ進学校タイプの学校で特別支援教育に関する理解が低い傾向にあることなどが示唆された。第三に、中学校や保護者からの入学前および入学後の相談や引き継ぎが十分とはいえないことも明らかとなった。今後は、県立高校全日制普通科における特別支援教育体制の整備、県教育行政からの指導や予算措置、実施可能な入試・入学後の配慮・支援に関する高校による情報公開と広報、高校で支援ノウハウを活用してもらうための前提となる小・中学校での支援体制の更なる整備、中学校・保護者・関連機関との連携の充実が期待される。

¹ 宮崎大学教育文化学部

² 宮崎県立児湯るびなす支援学校

³ 宮崎大学教育文化学部特別支援教育コース卒業

I. はじめに

1. 問題の所在と目的

2007年から特別支援教育制度が施行され、小・中学校では特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置が進み、支援の必要な児童生徒のアセスメント、指導計画等の作成、複数教員による指導や学習集団の工夫、関連機関や専門家との連携などが行われるようになってきた。文部科学省による毎年の「特別支援教育体制整備状況調査」からわかるように、基本的な支援組織の整備はおおむね完了し、各学校における特別支援教育に関する取り組みは組織的支援体制の実効化と実践レベルの質の向上の段階へと移ってきたといえる。このような支援体制の進展は、各自治体による独自の支援員配置や加配措置などからも後ろ支えされているものである。

一方で、高等学校（以下、高校）でも特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置などが進められてきているが、義務教育機関である小・中学校とは異なる以下のような状況から、その支援体制構築には小・中学校よりも一層困難があるといえる。第一に、入学時に選抜試験があり到達水準の設定と公平公正な評価を求められるため、障害のある生徒への特別な配慮あるいは合理的配慮の適用の判断が難しい点である。第二に、多様な学科・コース（普通科など座学中心の学科・コース等から職業科など実習・演習等が多い専門教育系高校の学科・コース等）や、全日制、定時制、通信制など異なった形態の課程があるため、小・中学校において蓄積されてきた支援のノウハウが適用しづらい点である。第三に、公立・私立があり公立は都道府県教育委員会などの統一的な方針が示されないと対応が進みづらい状況がある一方で、私立は独自の取り組みを柔軟に実行できる反面、学校独自の教育理念があり学校の自治・自律が尊重されるため、教育行政等からの特別支援教育体制整備に関する指導の強制力が働きづらい面がある点である。

とりわけ近年では、特別支援教育制度の施行により新たに支援対象となった発達障害のある生徒へ高校においてどのように支援をしていくべきかについての関心が高くなっている。これについては、国立特別支援教育総合研究所や、各自治体単位での調査、国のモデル事業指定校に関係する研究報告書等によってその実態が少しずつ明らかにされるようになってきている。同時に最近10年で以下のような研究が蓄積されてきているところである。第一に、内野や田部らを中心とした首都圏あるいは全国の公立・県立または国立大学附属高校等を対象とした発達障害生徒の在籍状況や支援状況の実態調査群があり（高橋・内野[2005]; 内野・高橋[2005]; 都築・田中[2005]; 内野・高橋[2006]; 高橋・内野[2006]; 内野・佐々木・高橋[2006]; 田部・高橋[2009]; 田部・高橋[2010]; 高橋・田部・石川[2014]; 海口[2014]）、なかには中学校を調査対象として高校の実態を明らかにしようとする研究（内野[2009]）や保護者や当事者を対象に調査を行い高校における支援の実態を明らかにしようとする研究（Uchino and Takahashi[2007]; 古川（笠井）・内藤・松島[2009]; Tabe and Takahashi[2011]）もあるが、特別支援教育施行前後の調査においても施行後数年経たず調査においても、高校における特別支援教育整備が十分になされていない現状にはあまり変化がないようである。ほかには、高校教員の発達障害生徒に対する意識調査や発達障害のある生徒に関わった教員に関する事例的検討など高校教員を対象とした研究もある（別府・竹林・宮本[2004]; 須玉[2012]）。さらには、専門機関における高校段階にある発達障害生徒の相談事例からみる支援のためのニーズ研究（大石・遠藤・八木・松河・田

中・小松・伊藤・岡田[2010])、発達障害生徒の大学進学支援に関する研究や就労支援に関する研究等が行われてきている(西村[2011];近藤・光真坊[2006])。

しかし、第一に挙げた調査研究群はマスの調査であるため全体的傾向を把握出来ている反面、回収率が30~40%前後の調査データを元に分析した研究が多く、様々な形態の課程・学科・コースをもつ公立・私立高校の実態や調査対象とされた都県の実態を十分に反映しているかどうか検討の余地がある。また、東京・千葉・埼玉・神奈川など首都圏、都市部の調査は行われているが、すでに調査されているそれらの地域と公立高校・私立高校の学校数、位置づけ、分布の仕方等が異なる地域・地方の調査研究はわずかである。そのほか、事例的な研究は散見されるものの、入学時から入学後を通じた高校による支援の実態についてはまだ研究の余地があるといえる。

そこで本研究では、宮崎県を対象に学習障害があると思われる生徒(以下、学習障害のある生徒)の受け入れ状況に関する実態調査を行う。宮崎県を対象とした理由は、宮崎県の高校に以下のような特徴があるからである。第一に、宮崎県では、九州他県と類似している、が公立学校のなかに進学校が多くこれら公立進学校が現役大学合格を目指した教育活動を組織的に取り組んできており、都市部のように私立学校が多様な学校を展開し予備校産業が発展している地域とは異なる性格をもつ。つまり、進学校タイプの公立学校では大学現役合格に向けた効率的・効果的指導が優先される傾向を内包しやすいことが推測され、そのような特徴をもつ九州圏内の他県にとって本研究の知見が示唆を与えることが期待されるからである。第二に、県内には県立高校の敷地内に特別支援学校高等部が設置されている学校があるほか、障害のある生徒を対象とした学科・コースをもつ私立高校も複数ある一方で、東京都のチャレンジスクールのように公的な予算が講じられた多様な進路選択の場が用意されているわけではないため、このように資源の少ないタイプの県の知見を類似した特徴の他県へ参照してもらうことを期待できるためである。第三に、すでに先行研究で指摘されているような、発達障害の生徒や学校における不適応のある生徒を受容しやすい定時制高校や通信制高校も県内には存在する。上記第一から第三のような高校群を有する宮崎県において、発達障害のある生徒がどのように入学選抜され、実際にどのような支援を受けているかを明らかにすることは、宮崎県のような特徴をもつ他の自治体に対して示唆を与えるばかりでなく、田部(2011)も指摘しているような、多様な指導・学校形態をもつ高校での実態解明や対応方法事例の蓄積(田部[2011]325)に寄与するものと考えられる。

他方、発達障害ではなく学習障害を対象とする理由は、第一に、義務教育とは異なり高度な普通教育や専門教育の「学業的到達」を求められる高校においてその「学業」において困難のある学習障害生徒がどのような支援を受けられるのか、とりわけ小・中学校とどのような相違点をもった支援になるのかを明らかにすることに意義があると考えられるためである。第二は研究手続き的課題の克服のためである。すなわち、先行研究では発達障害の内包する個々の障害を分けずに調査している研究が大多数であり確かに分けられない方が生徒の実態には即しているが、質問紙の回収に苦慮している研究が少なくない。回収率の問題には様々な原因があると考えられるが、本研究では、多様な障害にまたがるために質問項目が増えすぎたり難解になったりすることを避けることによって回答のしやすさがある程度保持する意図から、学習障害に限定して回答を求めた。

2. 方法

(1) 調査対象

県内に設置されている高校全校¹、すなわち、県立高校39校、私立高校15校、計54校を対象とし、質問紙を配付した。質問紙の記入は各校の特別支援教育コーディネーター、または管理職、教育アドバイザー等の1名に依頼した。

(2) 調査内容

大項目が「学習障害のある生徒の受け入れ」、「入学者選抜試験」、「高校における支援」の3項目、下位の各質問項目が33項目から成る質問紙を用いて調査を行った。学習障害の定義については、質問紙の冒頭に文部科学省(1999)「学習障害児に対する指導について」より学習障害の定義を示すとともに「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」に関わる困難の具体例を列記し、これらを参照して回答するように求めた。

(3) 調査方法

調査期間は2014(平成26)年11月上旬から11月下旬であった。調査対象校全校へ事前に電話によって質問紙送付の許可を得た後、各学校に返信用封筒を同封した上で質問紙を郵送した。回収は個別郵送にて行った。回収率は70.4%(38校/54校)であった。

(4) 分析方法

集計は質問項目ごとの「単純集計」とした。ただし、3件法尺度による評定を採用した質問項目については、ポイント換算をして集計を行った。また、自由記述については、記述された内容をカテゴリー化してコーディングし、分析を行った。

II. 宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学の実状と課題

1. 受け入れ状況

(1) 設置主体及び学科等の形態による在籍状況の相違

本節では県内の高校における学習障害のある生徒の在籍状況について、第一に県立・私立の別、第二に全日制(普通科)、定時制・通信制、専門教育系の学科・コースの別、第三に専門教育を施す学科・コースの種類別に分けてその実態と相違を明らかにする。本論の前に、本調査の質問紙配付校、質問紙回収・未回収校、回収率の内訳について明らかにしておく。

本研究では、宮崎県内の全ての県立・私立高校を対象として質問紙を配付した。表1にあるように、宮崎県では県立高校が72.2%、私立高校が27.8%という比率で設置されている。その内訳であるが、県立高校については全日制普通科が5割弱ほどを占め、次いで専門教育を行う商業高校等が4割弱、全日制総合学科と定時制・通信制が1割弱という分布になっている。私立高校は全体の校数が少ないことから表1ではひとまとめにした。これら私立高校は、普通科のみ設置の高校がある一方で、普通科と複数の職業系学科・コース等をもつ高校も多い。

他方、質問紙の回収状況を見ると、県立高校全体に占める割合は1割弱、県内高校全体に占める割合はわずか5.6%の定時制・通信制高校の回収率が100%となっている。そのほかの課程の回収率は県立高校全日制普通科が8割近いほかは7割前後であるが、私立高校の回収率が60%と相対的にやや低い結果となっている。このような県内高校の分布状況と質問紙の回収状況を踏まえ、以後の分析を行っていく。

表1. 質問紙配付校・回収校の内訳 [注1]

	県立				県立合計	私立	合計
	全日制普通科 [注2]	全日制専門教育系 (商業・工業・ 農業・海洋高校等) [注3]	全日制総合学科	定時制・通信制			
配付	18	15	3	3	39	15	54
県立高校全体に 占める割合	46.2%	38.5%	7.7%	7.7%	100.0%		
県内高校全体に 占める割合	33.3%	27.8%	5.6%	5.6%	72.2%	27.8%	
回収	14	10	2	3	29	9	38
未回収	4	5	1	0	10	5	15
回収率	77.8%	66.7%	66.7%	100%	74.4%	60.0%	70.4%

注:

1) 単位は校。割合、回収率は%(小数点第二位を四捨五入)。

2) 全日制普通科には、専門教育系の学科・コースを設置している学校あるいは定時制・通信制を設置している学校であるが全日制普通科のほうが生徒数が多い学校、中高一貫校を含む。

3) 全日制専門教育系には、定時制・通信制を設置していても、全日制的ほうが生徒数が多い学校を含む(全日制専門教育系のほうが生徒数が多いが、定時制の状況を回答してもらった学校は定時制・通信制に含めた)。

1) 県立高校・私立高校の別による相違

「学習障害のある生徒が在籍していますか」という質問に対し、「在籍している」と回答した学校は、県立高校が回収された29校中20校(69%)、私立高校が回収された9校中7校(78%)であった。この結果から、県立・私立を問わず、7割から8割の学校に学習障害があると思われる生徒が在籍しているということがわかる。一方、県立と私立を比較すると私立の方が「在籍している」と回答した割合が1割弱ほど高い結果であった。これについては、「在籍していない」と回答した県立高校の中に「診断が出ておらず、判断しにくいため在籍していないと判断した」という回答が1校あったことから、実際には、県立高校と私立高校において学習障害があると思われる生徒の在籍率にはあまり相違がないことが推測される。

他方、「在籍していない」と回答した学校の特徴についてであるが、県立・私立ともに卒業生の多くが難易度の高い大学に進学しているいわゆる「進学校」と呼ばれる学校が多かった。このことから、第一に、学習障害のある生徒が中学校段階までに学業面での課題があるため進学校を受験するような学力保障がされず進学校を受験しなかったり、あるいは選抜試験に合格しなかったり、または進学校という一般的に入学者選抜試験の倍率が高い学校を避けていることが考えられる²⁾。第二に、学習障害から二次障害や人間関係の課題を生じて学校不適応になったり不登校になったりした生徒にとっては、同級生に会う機会が少ない通信制高校や、自分と同じような背景をもった生徒を含む多様な生徒と共に学ぶことのできる定時制高校等がより選好されるともいえる。第三に、実際には在籍しているが教員が「在籍している」と認識していない可能性である。とりわけ進学校タイプの学校では大学受験を意識した教育活動が展開されるため、教師間で特別支援教育の対象となるような学習障害のある子どもが在籍するという想定が十分になされずに本人の努力不足として捉えられてしまうことも考えられる。宮崎県のように大学受験教育が重視される進学校のある県では、進学校が関東等の進学校以上に学習障害等の課題を抱える生徒にとってストレスの高い学習環境になることも示唆される。

ところで今回の調査では、学習障害のみを有する生徒に加え、学習障害のほかに知的障害(単独を含む)、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、病弱または注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等を併せ有する(または併せ有すると思われる)生徒の在籍の有無についても回答を求めた。その結果については、図1及び図2に示す通りである。

学習障害のある生徒が在籍すると回答した高校のうち、他の障害を併せ有する生徒が「いる」と回答した学校は県立高校で20校中の50%（10校）、私立高校で7校中の72%（5校）であり、「いない」と回答した学校は県立高校で25%（5校）、私立高校で14%（1校）、「分からない」と回答した学校は、県立高校で25%（5校）、私立高校で14%（1校）であった。人数については「把握できない」と回答した学校もあったが、今回の調査で把握できた学習障害のある生徒が93人（県立高校63人、私立高校30人）であり、うち他の障害を併せ有する生徒が76人（県立高校49人、私立高校が27人）であった。

これらの結果から、学習障害のみ有する生徒より、むしろ他の障害を併せ有する生徒のほうが多いということがわかる。このような結果になった理由としては、学習障害は注意欠陥多動性障害と重複する場合があることや一部の広汎性発達障害と近接していることから、他の発達障害を併せ有する場合も多いことが推察される。このことはつまり、高校の教員もまた、学習障害に特化した指導や支援ができることだけでなく、生活面や人間関係についての指導や支援もできることを求められることを意味している。また、県内の私立高校には障害のある生徒を対象とした特別な学級・学科・コースを有する学校があることも、図1、2のような結果に影響

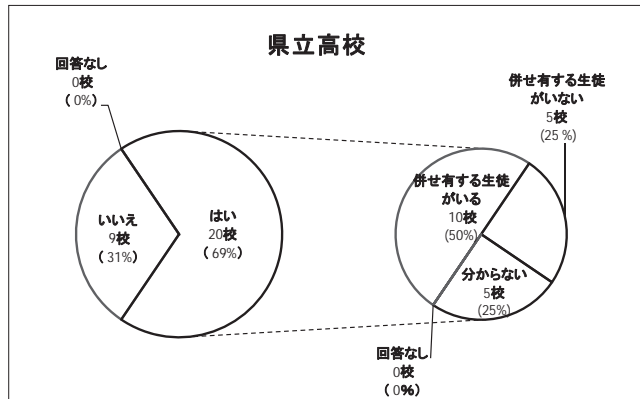


図1. 学習障害と他の障害を併せもつ生徒の在籍（県立高校）

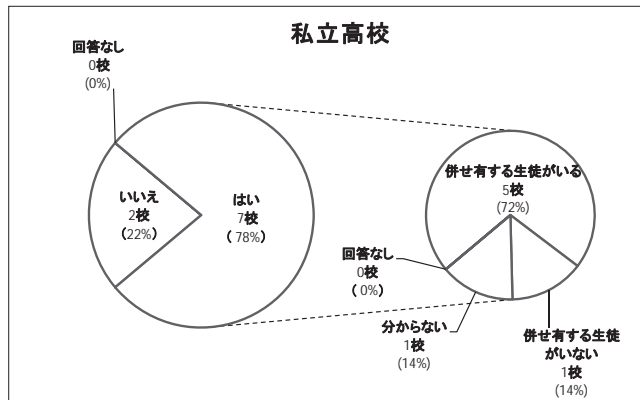


図2. 学習障害と他の障害を併せもつ生徒の在籍（私立高校）

響していると思われる。

2) 全日制（普通科）、定時制・通信制、専門教育系の学科・コースの別による相違

図3、図4に、全日制（普通科）、定時制・通信制、専門教育系の学科・コースの別による在籍者数の相違を示した。表1に示した回収状況と合わせて検討すると、定時制と通信制は県立高校全体に占める学校数は少ないにもかかわらず学習障害のある生徒の在籍者数が多いことから、先行研究でも明らかになっているように、定時制と通信制が学習障害のある生徒の大きな受け皿となっていることがわかる。また、県立では普通教育を行う高校と専門教育を行う高校とで学習障害のある生徒の在籍者数にあまり変わらないが、県立高校全体に占める学校数や学校定員が専門教育の学校より普通科の方が多いことを考慮すると、専門教育を行う学校には学習障害のある生徒の在籍している割合が大きく、普通科では相対的に小さいことがわかる³。これは、1)でも既述のように、全日制普通科に元々学習障害のある生徒の在籍が少ないというだけでなく、全日制普通科の教員が発達障害のある生徒を認識していない可能性も含むと推察される。

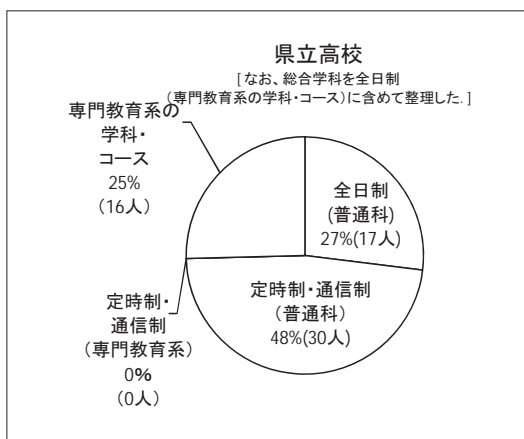


図3. 全日制（普通科）、定時制・通信制、専門教育系の学科・コースの別による在籍者数（県立高校）

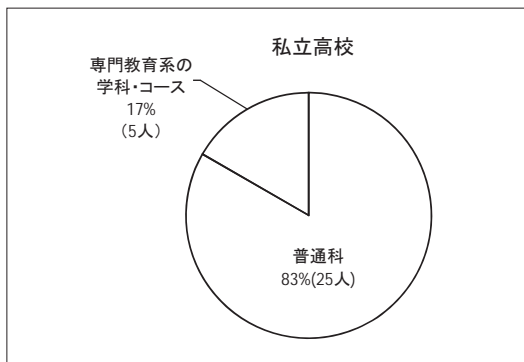


図4. 全日制（普通科）、定時制・通信制、専門教育系の学科・コースの別による在籍者数（私立高校）

しかしながら、本質問項目では、学習障害のある生徒が多数在籍していると思われる高校が「全日制普通科、定時制・通信制（普通科または専門教育系）、あるいは専門教育系の学科・コースに在籍している」と回答したものの、個々の人数については記入していない場合が複数あった。具体的には、県立・私立高校において「全日制普通科にいる」、「定時制・通信制（普通科または専門教育系）にいる」と回答したが人数の回答がなかった学校が各1校、「専門教育系の学科・コースにいる」と回答したが人数の回答がなかった学校が4校あり、いずれの回答もなかった学校が4校あった。したがって、学習障害のある生徒の実際の在籍はさらに多いことが考えられる。とまれ、このような変則的な回答を加味しても、全日制普通科よりも、定時制・通信制や専門教育系の学科・コースに多く学習障害のある生徒が在籍しているといえる。

3) 専門教育系の学科・コース別による相違

次に、学科及びコースにおける相違をみたい。すると、県立・私立高校が把握している学習障害のある生徒93人のうち、普通科に在籍している生徒は72人(77%)、専門教育系の学科・コースに在籍している生徒は21人(23%)であった。さらに県立高校、私立高校別にみると、県立高校では普通科に在籍している生徒が47人(75%)、専門教育系の学科・コースに在籍している生徒は16人(25%)であった。一方、私立高校では、普通科に在籍している生徒が25人(83%)、専門教育系の学科・コースに在籍している生徒は5人(17%)であった。

このうち、県立・私立高校の専門教育系の学科・コースに在籍している21人について具体的にどのような学科・コースに在籍しているかを分析すると、総合学科に在籍する生徒が最も多く全体の33%(7人)、次いで工業系の学科・コースが29%(6人)と続き、次が農業系の学科・コースで24%(5人)、商業系の学科・コースが9%(2人)、調理系の学科・コースが5%(1人)と続く(図5)。表1に示す通り元々の専門教育系の学科・コースの全生徒数に占める総合学科の生徒数が圧倒的に少ないことを鑑みると、総合学科における学習障害のある生徒の在籍が際立って多いといえる。総合学科に学習障害のある生徒が多く在籍する傾向があることは、2009年に文部科学省が行った発達障害のある生徒の中学校卒業後の進路状況調査でも明らかにされているところであり(特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ[2009]22)、今回の調査でも同様の結果が得られた。総合学科で在籍が多くなる理由としては、総合学科は進路や希望に合わせて普通教育及び専門教育の必要科目を生徒自身で

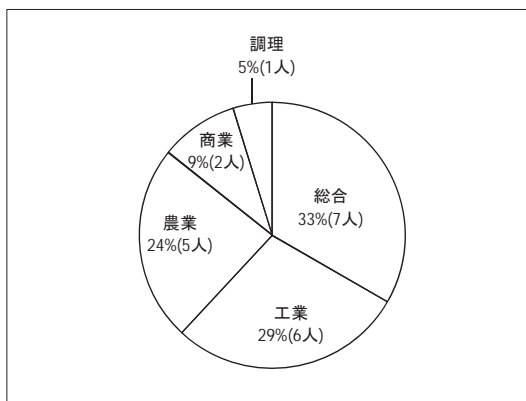


図5. 専門教育系の学科・コース別の在籍者数

選択できるため、一部の能力の習得と使用に困難を示す学習障害のある生徒にとって、自身の苦手とするものをある程度避け得意とする教科、科目を選択しうることなどが挙げられる。

(2) 障害のある生徒を対象とした特別な学級・学科・コースの設置状況と入学の条件

1) 特別な学級等の設置状況

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した27校に「障害のある生徒を対象とした特別なクラスや学科・コースはありますか」と質問したところ、「ある」と回答した学校は4校(15%)、「ない」と回答した学校は23校(85%)であった。さらに県立高校と私立高校別に、障害のある生徒を対象とした特別な学級・学科・コース(以下、特別な学級等)の設置状況をみると、県立高校は5%(1校)で、残りの95%(19校)には設置されていなかった。ただし、このように回答した学校は任意の学習会を「コース」と呼び運用していることから、制度上に正規に位置づけられた特別支援学級、学科、コースではないといえる。一方、私立高校では、43%(3校)の学校に設置されており、57%(4校)の学校には設置されていないという結果であった。

これらの結果から、宮崎県内では学習障害のある生徒が在籍していても特別な学級等を設置していないことがわかる。また、通級による指導のような形態の指導体制についての回答もなく、前述のように1校のみ学習会としての特別な学級等を運用していただだけである。したがって、学習障害のある生徒たちの多くは通常の学級に在籍しているといえる。このように特別な学級等が設置されない理由としては、公立学校についていえば、内野・高橋(2007)の指摘するように県立高校は「標準法(公立高校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律)に特別支援学級についての規定がなく制度としては設置が困難である」ことが挙げられよう(内野・高橋[2007]316)。他方、前段で述べた私立学校における特別な学級等は、後述するように初めから障害のある生徒を対象として設置されている学科・コースであり、入学選抜試験の段階で障害のある生徒を選抜し入学させるタイプの3校である。

2) 特別な学級等に入る条件

「障害のある生徒を対象とした特別な学級等がある」と回答した4校によるそれらの学級等に「入る条件」について回答を求めたところ、各校で独自の条件があることがわかった。具体的な内容については以下の表2に示す通りである。

表2. 特別な学級・学科・コースに入るための条件

県立・私立		条件
県立 (定時制)	A校	・本人の希望、引き継ぎ資料から判断 (*特別なコースとしてチャレンジスクールという任意の学習会を実施)
	B校	特になし
私立 (全日制)	C校	・療育手帳を取得できない ・発達障害などを背景として学習・生活に困難を抱えていること
	D校	・療育手帳(B2)取得者、又は同程度の者 ・日常的なコミュニケーションができ、身辺処理が自立していること

表2の通り、県立高校の定時制の1校では、単位取得が難しいと生徒自身が感じている場合や、単位取得が難しいだろうと教員側が判断した場合に、特別に授業や個別指導を行うと回答している。一方、私立高校の全日制3校の各校の対応は、B校では特別な設定がなく、C校は発達障害のある生徒などを背景として学習や生活に困難を抱えている場合、または療育手帳を取

得するほどには障害が重くなく特別支援学校などの入学が困難な場合、D校は最も等級の軽い療育手帳のB2を取得しているか同程度な場合に受け入れを行っている」と回答している。このD校の教員にさらに聞き取りを行ったところ「同程度の者というのはけっこうゆるく設定されており、学習や生活で困難を感じている生徒で受け入れを希望している生徒についてほとんどの場合受け入れている」との回答であった。また、本人の意思を重視しているという回答も多かった。

以上のとおり、県立高校では制度上位置づけられた特別な学級等や通級による指導は実施されていないために、運用上特別な学級や補習等を行っている学校があることがわかった。ただしその場合、個々の教育的ニーズに応じて対象を決めていることがわかった。一方、私立学校で特別な学級等を設置している場合は療育手帳の障害の程度を目安として軽度な障害程度を対象として提示しているものの、厳格な基準よりも個々の生徒のニーズを重視していることがわかった。

2. 入学者選抜試験の実態

(1) 入学者選抜試験の方法

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校（県立高校27校、私立高校7校）に対して、「学習障害がある又はあると思われる生徒がどのような方法で入学したか」についても回答を求めた。その結果、県立・私立ともに「一般入試」が最も多く、県立高校は次いで「推薦入試」が、私立高校は「その学校を第1志望とする専願入試」、「障害のある生徒を対象とした特別なクラスや学科・コース専用の試験」が挙げられ、「スポーツ推薦入試」と回答した学校は県立・私立ともになかった（図6）。この結果から、一部の私立高校を除いて、ほとんどの高校において学習障害のある生徒に特別に配慮した特別な試験は設定されていない現状にあることがわかる。

さらに、入学者選抜試験の選抜方法について得られた回答が以下の図7である（複数回答可）。県立・私立ともに「学科試験」が最も多く、次いで「個人面接」、「集団面接」、「書類審査」と続く。また県立高校では「作文」、「小論文」といった回答もあった。一方、私立高校では、障害のある生徒のための特別な学級等があると回答した学校において、「保護者同伴の面接と実技試験・視力聴力検査」、「事前に見学及び授業等を体験してもらいこれらの状態も加味したう

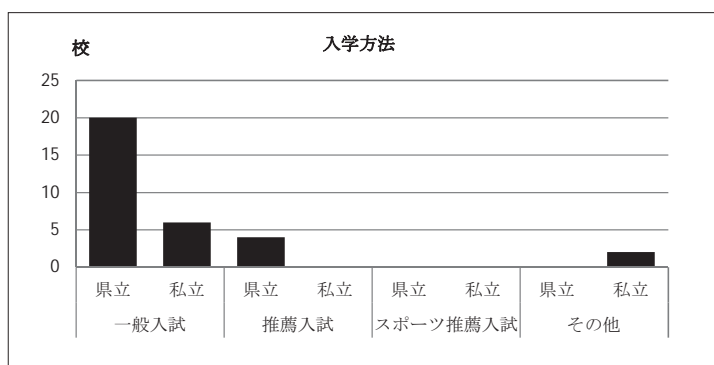


図6. 学習障害のある生徒の入試方法

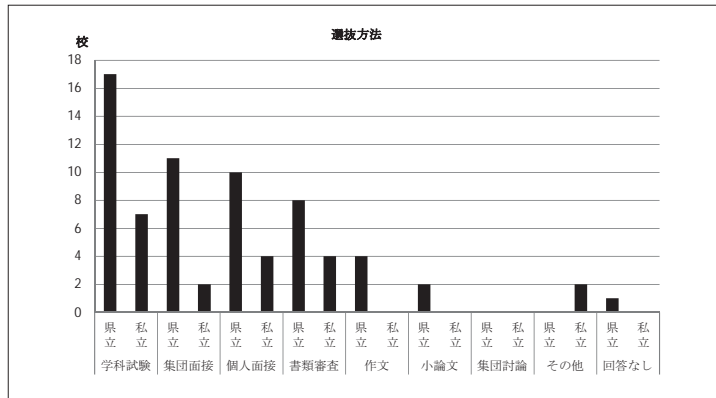


図7. 学習障害のある生徒が受験した選抜方法（複数回答可）

えて総合的に判断する」といった回答も挙げられた。これらの結果から、学習障害のある生徒の多くが学習障害のない他の受験生と同様に「学科試験」を受けて高校に進学していることがわかる。

ところで、学習障害のある生徒に配慮した入試方法の実施や選抜方法の採用がされなかった理由としては以下の三点が考えられる。第一に、中学校や保護者からの事前相談がなく学習障害があることがわからなかったためである。これについては学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「入学者選抜試験前に中学校や保護者からの相談がありましたか」について回答を求めている（次節にて詳述）。その結果、入学者選抜試験前に中学校や保護者から障害についての相談がなかったと回答した学校が圧倒的に多かった。このような理由から、学習障害があることを知らなかったために、学習障害のある生徒に配慮した特別な試験がなされていないことがあると考えられる。

第二の理由は、高校が特別な試験を行う必要がないと考えていることが挙げられる。このことについては、質問紙の用紙の欄外に「一般入試でいいと考える」と記入していた学校があった。したがって、なかにはたとえ事前に学習障害があるとわかっている受験生がいたとしても「高校が学習障害に配慮した特別な試験を行う必要はない」と認識している学校もあると推察される。

そして第三の理由は、特別な試験を実施することが困難であることが挙げられる。本調査の質問紙の自由記述で「県立高校は県の教育委員会が入学者選抜試験についての判断をするため、高校単独では決められない」という回答があった。このことから、独自の学校理念に基づき対応が可能な私立学校と異なり、設置主体である宮崎県の統一的な方針が原則となる県立高校では、公平で統一的な運営が求められる入学者選抜試験において独自に特別な配慮を施すことが難しい場合があるといえる。

これらを踏まえ、学習障害のある生徒に配慮した特別な試験を進めていくためには、入学前の中学校や保護者と高校との連携を充実させていくこと、高校の教員が障害についての理解を深め合理的配慮の考え方について知るための研修等を行っていくこと、県立高校において各学校が障害のある生徒の実態に合った入試を行うために県教育行政が方針を策定することなどが必要であるといえる。

(2) 入学者選抜試験前の支援の実態

1) 中学校との連携状況

事前相談の有無：中学校との連携の状況について、「入学前に中学校から障害についての相談はありましたか」という質問に対し「あった」と回答した学校は、学習障害生徒が在籍すると回答した学校28校中32%（9校）で、「なかった」と回答した学校68%（19校）が大きく上回った。県立・私立の別でみると、県立学校で「あった」と回答した学校が14%（3校）、「なかった」と回答した学校が86%（18校）であった。私立学校では「あった」と回答した学校が86%（6校）、「なかった」と回答した学校が14%（1校）であった。

このような結果となった背景としては、第一に、私立学校は障害のある生徒を対象とした特別な学級等が設置されている学校からの回答が相対的に多く、これらの学校では障害があることが入学の前提条件になっていることから、事前相談があったと回答した学校が比較的多かったといえる。

ところで、入学前の事前相談が少ないことについて特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ（2009）による報告書「高等学校における特別支援教育の推進について－高等学校ワーキング・グループ報告」では次のような提言がなされている。すなわち、入試及び入学後においてどのような配慮や支援が行われるかについては、入学を希望する生徒や保護者に十分周知されていない場合があり、高校は中学校、生徒、保護者に対し「自校の校風や教育内容」に加え「入試及び入学後の配慮や支援」について積極的に情報を提供することが求められるということである（特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ[2009]13-14）。また一方で、中学校も高校入試に際して必要かつ適切な配慮や支援がなされるよう、生徒や保護者の同意・了解を前提に、「生徒の障害の状態や中学校における指導状況等について、生徒の可能性を伸ばせるような情報を含め、事前に高校側に伝えることができる体制を整えておくこと」も重要であるとしている。

この報告書にある提言を踏まえると、以下のような課題が指摘できる。第一に、高校側が特別な教育的支援の必要な生徒に対する指導・支援方針を十分に公開していれば、中学校や保護者が高校に対して障害の有無の告知や支援の相談を行いやすくなると思われるが、そのような相談をしやすいような情報公開が十分に行われていない可能性である。確かに、宮崎県の高校では、募集要項や各学校のホームページといった保護者等がアクセスしやすい媒体に特別な教育的支援の必要な生徒に対する指導・支援についての情報は、特別な学級等を設置している学校を除き、ほとんどないといってよい現状にある。

一方、第二に、中学校側も高校に生徒の情報を提供することが入学後の支援につながることを認識できていない可能性である。中学校側で個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し支援を行ってきた場合であれば、そのような支援のノウハウの情報が高校に提供されることが有益であり入試に不利にならないことを中学校側、特に担任教師や進路指導担当が認識することが課題であろう。一方、そのような組織的・計画的な支援が中学校で行われていない場合も考えられ、高校進学後の支援の充実の前提となるという意味でも、中学校段階までの特別支援教育体制の充実の重要性が改めて認識されるところである。

他方、第三に、事前相談の内容は個人情報に関わるため保護者と中学校の連携が元々うまくいっていない場合には中学校が高校へ情報を伝えることは困難になるし、そのような保護者との信頼関係の下での進路相談ができていない場合にはそもそもそ生徒に適した進路指導と進路

選択がなされていない可能性も推測され、高校はより一層入学後に対応に苦慮することが予測される。

事前相談の内容：さて、中学校から相談が「あった」と回答した学校9校（県立高校3校、私立高校6校）に「中学校からの相談の内容」について質問したところ、以下の図8のようになった（複数回答可）。中学校からの障害に関する相談内容として最も多かったものは「障害の実態」や「学力」、「学習上の配慮事項」、「コミュニケーションの状態」であり、次いで「心理的な状態」、「家庭環境」が多く、その次に「作業に必要な基本動作の習得や巧緻性」、「興味・関心」、「交友関係」といった回答が続いた。県立・私立を比較してもほとんど同様の結果であった。また、その他の意見として「具体的な支援方法についての相談」というものも挙げられた。

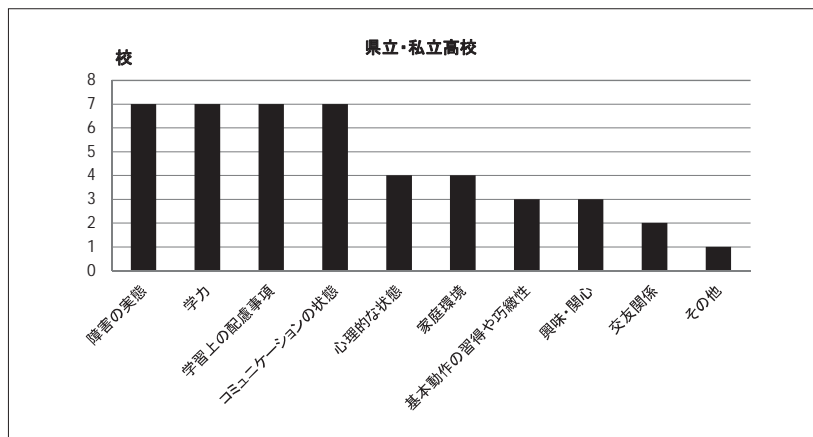


図8. 中学校からの入学前事前相談の内容(複数回答可)

したがって、中学校は授業に関すること以外の項目（障害のある生徒の「興味・関心」や「交友関係」等）よりも、「障害の実態」や「学力」、「学習上の配慮事項」、「コミュニケーションの状態」といった授業等の学習活動に関係する項目を重視していることがわかる。同様の結果が岡山県教育センター（2007）が行った調査においても指摘されており、中学校の障害児学級および通常の学級の教員が高校進学の見学指導を進めていく上で知りたいことの回答として「高校での受け入れ例」、「高校の支援体制」が8割～9割を占めていた（岡山県教育センター[2007]9）。

2) 保護者との連携状況

事前相談の有無：一方、高校と保護者との連携の状況について、「入学前に保護者から障害についての相談はありましたか」と質問したところ、「あった」と回答した学校は全体の14%（4校）、「なかった」と回答した学校が86%（25校）であった。県立・私立の別にみると県立高校で「あった」と回答した学校が5%（1校）、「なかった」と回答した学校が95%（21校）、私立高校で「あった」と回答した学校が43%（3校）、「なかった」と回答した学校が57%（4校）であった。前述の中学校からの事前相談の状況と同様に、保護者からの事前相談も少ないことがわかる。また、特別な学級等を設置している私立学校では保護者からの事前相談があった学校もある一方で、県立高校では、総合学科や定時制・通信制等の学習障害のある生徒が比較的多く在籍する学校が複数校存在するにもかかわらず、保護者からの事前相談はほとんどない現状にある。

保護者の入学前の相談に関しては、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループの報告書でも「生徒や保護者によっては、入試において不利になることを懸念し、発達障害等の障害のあることを高等学校に伝えることを躊躇する場合がある」ことが指摘されており（特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ[2009]14）、本調査でも同様の理由から保護者からの事前相談が少ないことが考えられる。高校と保護者との連携があれば、生徒や保護者が入学後の支援体制状況の情報を得た上でよりよい進路選択ができたり、入学者選抜試験で学習障害の生徒が力を最大限に発揮するための特別な措置を講じてもらえたり、高校が入学後の支援体制整備のための準備を入学前から行えたり、生徒と保護者、高校の双方にとって利点が大きいはずである。たとえば、多くの国立大学では募集要項に事前相談の実施を明記し、入学前後の支援体制作りを生かしている。自由記述のなかには、「入学前や入学後における保護者との連携協力で困難を感じる」と回答した学校も多くみられた。したがって、高校は事前相談が試験の評価に影響しないことを周知して保護者が安心して相談できる体制を整え、保護者との連携を充実させていく必要があるといえる。

事前相談の内容：保護者から「相談があった」との回答があった学校4校（県立高校1校、私立高校3校）に「保護者からの相談の内容」について質問したところ、以下の図9のような結果となった（複数回答可）。すなわち、保護者からの障害に関する相談内容として最も多かったものは、「コミュニケーションの状態」であり、次いで「障害の実態」、「学力」や「学習上の配慮事項」、「心理的な状態」が多く、さらに「興味・関心」、「作業に必要な基本動作の習得や巧緻性」、「家庭環境」、「交友関係」が続いた。県立・私立を比較してもほとんど同様の結果であった。また、前述の中学校からの相談内容と比較しても、「コミュニケーションの状態」がやや多いものの、ほとんど変わらない結果となった。

これらの結果から、中学校と同様に、保護者も「コミュニケーションの状態」、「障害の実態」、「学力」や「学習上の配慮事項」、といった授業等の学習活動に関係する情報を重視しており、授業に関すること以外の項目である障害のある生徒の「興味・関心」や「交友関係」等についてはあまり相談していないことがわかる。したがって、保護者も高校側に学習面での支援をより期待しているといえる。学習障害という障害の特性が学習面の困難さであるから当然の結果かもしれないが、一方で、学習面と同様に生活面や人間関係に関する育ちの支援が重視される義務教育段階と比べ、高校教育では学修に重点が置かれるため、たとえ生活面や人間関係に課題があったとしても、保護者が学習面以外に関する事項について相談することを躊躇している可能性も示唆される。

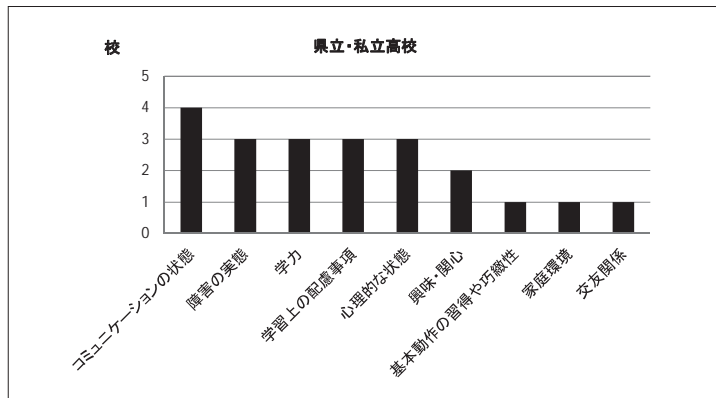


図9. 保護者からの入学前事前相談の内容（複数回答可）

（3）入学者選抜試験における特別措置の実態

1）中学校から相談があった場合の特別措置

中学校から「相談があった」と回答した学校に対し、「入学者選抜試験で行った特別な措置」について質問したところ、以下のような結果となった（複数回答可）。すなわち、県立学校においては、「別室受験を行う」、「分かち書きされた問題用紙・解答用紙を使用する」と回答した学校が各1校、その他「特にしていない」、「学習障害に限定すると本校ではしていない」（「その他」としての回答）という意見が挙げられた。一方、私立高校では、「文字サイズを拡大した問題・解答用紙を使用する」という回答が最も多く3校となり、次いで「別室受験」、「読み仮名をふってある問題・解答用紙を使用する」という回答が各2校、「試験時間の延長」、「分かち書きされた問題・解答用紙を使用する」という回答が各1校、「特にしていない」が2校であった。このように、第2節第1項で既述のように、入試方法としては特別な方法を設定していないが試験実施の際の特別措置は実施している学校があることがわかった。しかしそのような措置を実施している学校は少数であり、学習に困難のある生徒にとって、同じ問題用紙・解答用紙を用い、効率的かつ正確に解答することが求められる性格の「学科試験」が高校進学の際の大きな障壁になる可能性も示唆される。

これに対して、「リスニングの免除」、「試験官や支援員による文章の代読」、「試験官や支援員による文字の代筆」の3つに関しては、県立・私立ともに1校の回答もなかった。この3つの措置が少なかった理由としては、質問紙の欄外に「聴覚障害のある生徒にはリスニングの免除を行ったことがある」と記入されていた学校があったことから、第一に、これら3つの措置を要する生徒がいないこと、第二に、学習障害のある生徒にこのような措置が有効であると認識されていないこと、または第三に「リスニングの免除」を行うと公平性を維持できないと考えられていること、あるいは第四に「試験官や支援員による文章の代読」、「試験官や支援員による文字の代筆」には試験官や支援員の追加の配置を要するため、人員配置の問題や十分な支援を行えるだけの知識をもった教員がいないこと等も考えられる。

一方、入学者選抜試験前に中学校から「相談がなかった」と回答した学校に対し「相談があった場合に特別な措置を講じますか」とたずねた。その結果、「講じる」と回答した学校は県立高校で29%（5校）、私立高校で50%（1校）であり、「相談の内容による」と回答した学校が県

立高校は53%（9校）、私立高校は50%（1校）であった。その他の意見としては「前例がないためわからない」、「県立高校のため、教育委員会などを通さず1校だけで考えることはできない」、「中学校の校長から高校の校長に直接要請がある場合のみ考える」といった意見が挙がった。このように県立高校で特別な措置が講じられにくい背景として、第一に、入学者選抜試験の方法、内容、日程などが宮崎県内全ての県立高校で統一されているために特別な措置を講じることについて各学校が独立して判断、実施することが難しいことが考えられる。

他方、特別な措置を講じると回答した学校に「どのような措置を講じるか」という質問を行ったところ「障害のある生徒の状態に応じて判断する」という回答が最も多く、次いで「別室受験」という回答が多かった。「特別な措置を講じない」または「内容による」と回答した学校の講じない理由としては「公平性を欠く」、「支援の仕方が分からない」、「教員が障害を理解することが難しい」、「個別に対応することが難しい」という意見が多かった。

「公平性を欠く」という意見については、障害のあるなしに関わらず、生徒が試験で自分のもてる力を最大限に発揮することができる環境や条件を整えることが必要であり、特別な措置を行うことは障害のある生徒が他の生徒と同様に試験を受けるための手立てであるという認識を高校教員がもつことが期待される。また中学校や保護者が連携して学習障害のある生徒の実態を高校に伝えていくことや、その根拠となる資料、たとえば個別の指導計画や個別の教育支援計画を提示することも必要であると考えられる。

「支援の仕方が分からない」、「教員が障害を理解することが難しい」、「個別に対応することが難しい」という回答に関しては、校内や校外での研修を行い、支援の仕方や障害についての理解を深めていくこと、個別の支援をすることができるよう、教員の配置の工夫や増員などが望まれる。

また、文部科学省は2007年の特別支援教育への制度転換に関する通知において「入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと」としているが（文部科学省[2007]5）、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループによる報告書はこれが高校にも該当することを改めて示している（特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ[2009]12）。今回の調査では、「特別な措置を講じない」と回答した学校もあったことから、改めて高校における特別支援教育に対する意識の低調さと体制整備の遅れがわかる結果となった。文部科学省のいうところの高校における特別支援教育体制整備を実効化するためには、教育行政は高校における支援に関する実態を把握した上で、推進施策を打ち出すことが望まれる。

2) 保護者から相談があった場合の特別措置

保護者から「相談があった」と回答した学校に対し、「入学者選抜試験で行った特別な措置」について質問したところ、以下のものであった（複数回答可）。すなわち、県立高校では「別室受験」と回答した学校が1校のみで、その他は全て私立高校による回答で、「別室受験」、「文字サイズを拡大した問題用紙・解答用紙」、「読み仮名を振ってある問題用紙・解答用紙」、「分かち書きされた問題用紙・解答用紙」が各1校、「特にしていない」が1校であった。また、その他の回答として「中学校から相談があった場合に行った特別な措置と重複している」という回答が挙げられた。これらの結果を中学校から「相談があった」場合と比較すると、県立・私立ともに、保護者から相談があった場合の方が実施された特別措置が少なかった。

保護者から事前相談があった場合の方が中学校から事前相談があった場合よりも特別措置の実施が少なかった理由としては、保護者からの相談件数が中学校からのそれよりもそもそも少なかったことが指摘できる一方、保護者からの相談は試験の公平性を欠くとして受け入れられなかったことなどが考えられる。これについては、入学者選抜試験前に保護者から「相談がなかった」と回答した学校に対し「相談があった場合に特別な措置を講じますか」と質問したものに對する回答にもその理由を見いだせる。すなわち、第一に、「講じる」と回答した学校が県立で28% (26校)、私立で40% (2校) であり、その他の意見として「状況や内容による」、「中学校からの相談がなければ受け入れられない」という消極的な意見が多く挙げられたこと、第二に、質問紙の欄外に「入学者選抜試験の可否に影響することであるため、保護者からの相談のみの場合には特別な措置を講じにくい」、「試験の公平性に関わる」といった意見が記入されていた学校もあったことである。これらのことから、中学校からの相談がなく、生徒の保護者いわば当事者からの相談のみの場合は、選抜試験という公平性が問われる場面で特別な措置が講じられにくいといえる。

他方、保護者からの事前相談があった場合に特別な措置を「講じる」と回答した学校に「どのような措置を講じるか」について回答を求めた。その結果、中学校から相談があった場合と同様に「障害のある生徒の状態に応じて判断する」という回答が最も多く、次いで「別室受験」という回答が続いた。一方、特別な措置を「講じない」または「内容による」と回答した学校の理由についても、中学校から相談があった場合と同様に「公平性を欠く」、「支援の仕方が分からない」、「教員が障害を理解することが難しい」、「個別に対応することが難しい」という意見が多かった。

以上みてきたように、保護者からの事前相談については、中学校から事前相談があったときに比べ特別な措置が講じられにくい可能性が明らかとなった。しかしながら、学習障害のある生徒の状態を最もよく理解しているのもまた保護者であり、保護者の意見は支援の充実にとって有効であるといえる。したがって、保護者は保護者単独ではなく中学校と連携して事前相談を行い、生徒にとって最も適切な特別措置の方法が検討されることが望まれる。そのためには、中学校と高校との連携だけでなく、中学校と保護者との連携も充実させていくことが前提となる。しかしながら、場合によっては、中学校と保護者との良好な関係構築がなされていない場合もあり、そのような場合は特別支援学校等の地域の特別支援教育相談機関が生徒・保護者と高校を結びつけることも期待される。

3. 入学後の支援の現状と課題

本節では、入学後の支援についての現状と課題を「授業に関する支援」、「評価の方法」、「支援を充実させるための方策」の三つにわけて明らかにする。

(1) 授業に関する支援

1) 支援内容

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校（県立27校、私立7校）に「授業時に特別に講じている支援の頻度」についてたずねた。回答はあらかじめ支援内容を示した選択肢15項目につきその頻度を「よくする」、「時々する」、「まったくしない」の3件法で回答してもらった。結果は「よくする」を2ポイント、「時々する」を1ポイント、「まったくしない」を0ポイントとして換算した（図10及び図11）。

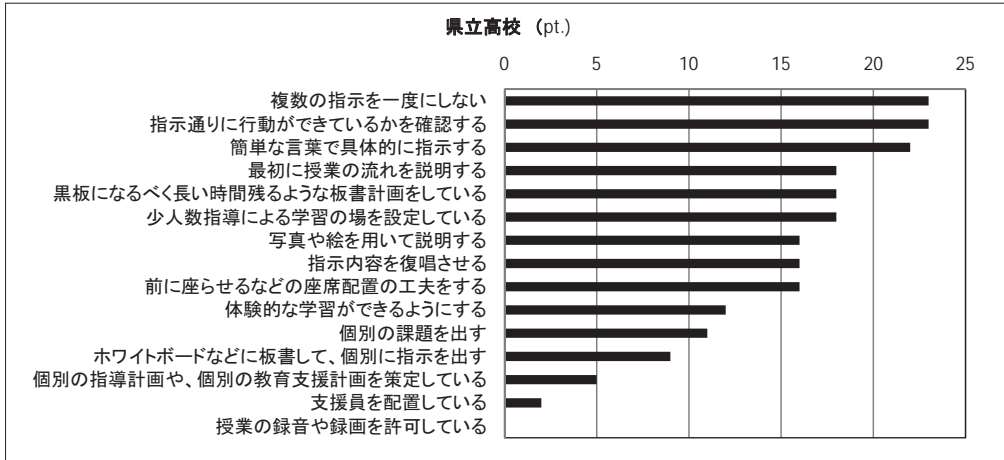


図10. 学習障害生徒に対して授業時に特別に講じている支援 (県立学校)

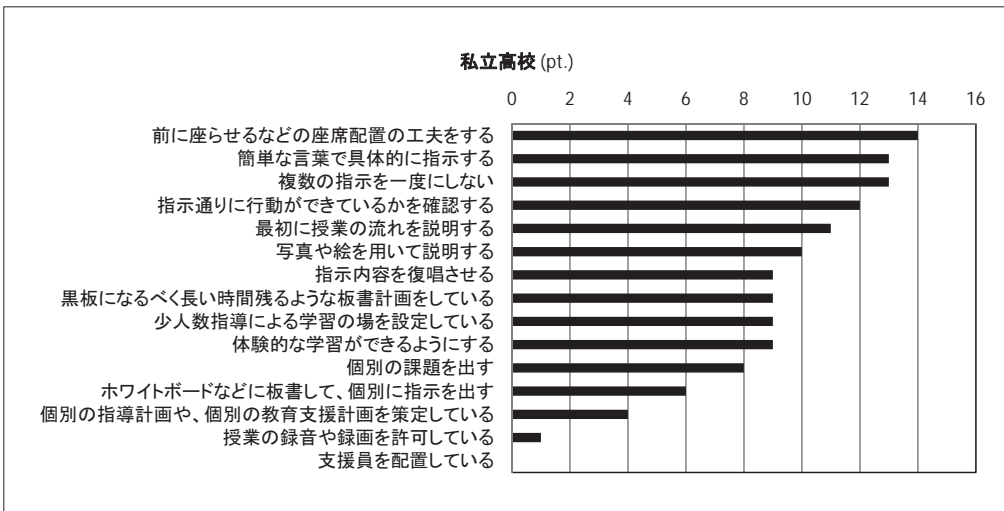


図11. 学習障害生徒に対して授業時に特別に講じている支援 (私立学校)

県立では、上位3項目に「複数の指示を一度にしない」、「指示通りに行動ができているかを確認する」、「簡単な言葉で具体的に指示する」が挙げられた。私立では、上位3項目に「前に座らせるなど座席配置の工夫をする」、「簡単な言葉で具体的に指示する」、「複数の指示を一度にしない」が挙げられた。上位9項目については県立・私立で順位が前後しているものがみられたが、一斉指導の中で実施でき他の生徒に対しても有効な手立てであるものが多かった。

一方、下位6項目については県立・私立にほとんど差がみられず、内容の点で共通することとしては、ほとんどが学習障害の生徒のみに対応する配慮である点であった⁴。とりわけ下位3項目には県立・私立ともに「個別の指導計画や個別の教育支援計画を策定している」、「支援員を配置している」、「授業の録音や録画を許可している」が挙げられ、個別に支援する内容が目立つ結果となった。つまり、学習障害のある生徒に対する授業時の支援は「一斉指導の中で

行える配慮」が多く、「個別的な対応」はあまりなされていない現状にあるといえる。

これについては、「学習障害のある生徒の支援に関して困難に感じることを第1位～第3位まで挙げるよう回答を求めた別の質問において、最も多かったのが「学習しにくい指導内容がある」で次が「個別の支援をする時間がとれない」という回答であったことに関連して考察を加えたい。すなわち、最も多かったこれら二つの回答を合わせて考えると、第一に、高校では特別支援教育に対する教員の意識や専門教員配置などに関する体制が小・中学校に比べて発展途上であることなどによって「個別の支援をする時間がとれない」ことが考えられる。しかしそれだけではなく、第二に、高校には大学受験に関連する難解な学習内容や、商業高校等における専門教育の内容やそれに関わる演習的内容といった「学習障害のある生徒に配慮した指導がしにくい」と教員が考える内容があるために、「個別の配慮ができない」場合もあるということも考えられる。第二点目については、高校には小・中学校における教授と異なる難しさがあるということだろう。これに関しては、「困難に感じることを」の回答として1校も回答のなかった項目が「特別支援学校などの専門機関との連携」であったことと、「学習障害のある生徒の進路に関する相談窓口として利用しているもの」を質問した箇所では「特別支援学校を利用している」という意見が多かったことを踏まえて解決策を見いだしたい。つまり、高校では特別支援学校との連携が進んできているので、特別支援学校等の外部専門機関と連携しつつ、高校の教員が校内外にあるリソースから得られる特別支援教育の専門的知識と教科や専門教育に関する自身の専門性を融合させて指導内容・方法を工夫していくことが期待されるのではないだろうか。

2) 支援者

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に学校内で学習障害のある生徒に対して「授業の際に支援を行っているのは誰か」を質問したところ（複数回答可）、県立・私立ともに「各教科・学科の先生」という回答が最も多く、次いで「担任」、「副担任」、「特別支援教育コーディネーター」が続いた。このことから、学習障害のある生徒に対して授業時に特別な支援を行う者はほとんど配置されておらず、各教科・学科等の教員が一斉指導の中で学習障害のある生徒への対応を行っているということが推察される。そのために、前述したように学習障害のある生徒に個別に支援したり配慮した課題を準備したりすることが難しくなっていると思われる。また、質問紙の自由記述の箇所で「支援員を配置してほしい」との意見が挙げられていた。このように、学習障害のある生徒に支援を行うための支援者が不足していることや、各教科担当の教員が個別に対応する努力を個々にしなければならぬことが課題として存在するため、障害のある生徒への支援に特化した教職員の配置や校内協力体制の整備をしていくことが必要であるといえる。

また、各授業担当者が主な支援者であるということは、授業ごとに支援を行う者が異なるということであり、関わる全ての教員に学習障害に関する知識の習得や当該生徒のニーズの把握と適切な支援方法の習得が求められるということの意味する。したがって、管理職、特別支援教育コーディネーター、各教科・学科等担当教員、担任、副担任等が共通理解を図り、校内支援体制を充実させていくことが求められる。しかしながら、教科や専門教育担当者の専門性が分化している高校では各教科等の指導内容や指導方法のスタイルも担当教員の特別支援教育に対する意識も多様であると考えられ、小・中学校以上に、特別な教育的支援の必要な生徒を考慮して授業を改善することには困難が伴うと推測される。

(2) 評価の方法

1) 試験時の配慮

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「テストの際に配慮していること」について質問したところ（複数回答可）、県立高校では「特になし」と回答した学校が10校と最も多く、私立高校でも「特になし」と回答した学校が2校あった。このことから、学習障害のある生徒が「在籍している」と認識しているにも関わらず、試験時には配慮を行っていない学校が多くあるといえる。また、県立高校は「特になし」と答えた学校が最も多かったのに対して、私立高校は「特になし」と答えた学校が下から2番目であったことから、特に県立高校が試験時の配慮を行っていない場合が多いといえる。

テストの際に十分な支援を行えない理由としては、「テストの公平性を維持するため」や「個別に対応する時間がないため」、「支援の仕方が分からない」といったことが考えられる。「テストの公平性を維持するため」という意見については、いわゆる進学校タイプの高校で多くみられ、進学校では学習障害のある生徒は試験時に配慮されない傾向にあるといえる。

進学校で試験時に特別な配慮をしないことに関しては、「進学校の入学者選抜試験に合格して入ってきているため特別な配慮は必要でないと考えている」という意見もみられた。しかし、学習障害のある生徒が中学校で適切な支援を受けていたことの成果として進学校の入学者選抜試験に合格した可能性を考えると、高校で授業時に特別な支援を行っていないにも関わらず試験時にも配慮を行わないということは、学習障害のある生徒にとって公平な評価が行われているかどうか議論の余地があるだろう。

このように、学習障害のある生徒は試験の際に特別な支援を十分に受けられているとはいえない。不適切な評価により必要な単位の取得が困難となり進級ができなかったり途中で諦め中途退してしまったりすることがないように、生徒のもてる力が最大限に発揮されその能力が適切に評価されているかを各学校が点検し、個々の学習障害のある生徒に適した評価方法を適用することが期待される。

2) 評価における配慮

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「評価する際に配慮していること」について質問したところ（複数回答可）、県立・私立ともに「授業への取り組みの態度等を加味して評価する」という回答が最も多く、県立高校は「基本的に評価の方法は全員同じにする」、私立高校は「提出物や課題等への取り組みを加味する」という回答が続いた。

これらの結果から、試験の結果のみで評価するのではなく、授業への取り組みや提出物や課題等への取り組みといった学習に対する意欲も含めて評価する学校が多いということがわかる。しかし、このような評価方法は他の生徒に対して行われている評価方法でもあり、県立高校においては「基本的に評価の方法は全員同じにする」という回答が多かったこと、試験の際に配慮していることで「特になし」と回答した学校が最も多かったことを合わせて考えると、学習障害のある生徒のみを配慮したものではないと思われる。したがって、学習障害のある生徒に対する適切な評価が十分に行われていない可能性がある。前述したように、授業時に一斉指導のなかで行える配慮は比較的行われているが個別の支援はなされていないという現状にあるにもかかわらず、試験や評価方法は他の生徒と同じ方法ということは、学習障害のある生徒は、障害者の権利条約や2016年から施行される障害者差別解消法で規定される「合理的配慮」を授業時に受けていないままに他の生徒と同様の成果を求められているといえる。法

施行を前に合理的配慮の提供という観点からも学習障害のある生徒に対する入学後の支援の在り方が問われなければならない時期にきている。

(3) 支援を充実させるための方策

1) 保護者への情報提供

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「学習障害のある生徒の保護者に対して行っていること」について質問したところ（複数回答可）、県立高校では「個別の面談を行う」という回答が14校で最も多く、次に「専門機関の情報の提供を行う」が9校、「家庭訪問を行う」、「電話連絡を行う」、「特になし」が各6校の順であった。一方、私立高校では「電話連絡を行う」、「個別の面談を行う」が7校で最も多く、次に「家庭訪問を行う」、「専門機関の情報の提供を行う」が各5校、「連絡帳での情報交換をする」、「授業参観を実施する」「学級懇談会を開く」、「進路情報の提供を行う」が各4校の順であった。その他の意見としては「学級通信を作成し、当面のスケジュールを示す」という意見が挙げられた。

また「特に行っていない」という回答については、そのように回答した学校は私立高校では1校もなかったのに対して県立高校では6校あり、県立高校での学習障害のある生徒の保護者に対する支援のあり方については課題があるものと思われる。

以上のように、多くの高校が学習障害のある生徒の保護者に対して何らかの支援を行っているということがわかる。そのなかでも多かった「個別の面談を行う」という意見について、山口（2008）は保護者への個別の面談が保護者にとっては進路の決定や学校の日常の様子の理解に一定の成果があるとともに、教員にとっては保護者と個別に話をしたり聴いたりすることが目の前にいる生徒や保護者のことをしっかり考え指導・支援をしていくことの必要性を再認識させるとしており（山口[2008]36）、保護者との連携の充実が学習障害のある生徒への支援の充実にも貢献するといえる。

2) 校内での教員の取り組み

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「学習障害のある生徒に対する支援を充実させるために行っていること」について質問したところ（複数回答可）、県立高校では「校内研修会を実施する」という回答が14校で最も多く、次いで「会議等で教員同士が報告する場を設ける」が13校、「校内委員会を設置する」が12校、「保護者との懇談会の場を設ける」が11校の順であった。私立高校では「保護者との懇談会の場を設ける」という回答が7校で最も多く、次いで「校内委員会を設置する」が6校、「校内研修会を実施する」、「会議等で教員同士が報告する場を設ける」が各5校の順であった。一方、回答数下位の項目としては県立高校で「個別の指導計画の作成を行う」、「個別の教育支援計画の作成を行う」が各2校、「特になし」としたのが1校であった。私立高校は、「個別の指導計画の作成を行う」、「個別の教育支援計画の作成を行う」、「生徒に関する情報の集積をする」が各2校であった。

これらの結果から、県立・私立ともに支援の充実のためになされていることの中には校内研修会の実施や校内委員会の設置、会議等での報告、保護者との懇談会の設定など校内での教員間の連携や組織的支援、特別支援教育に関する専門的知識の習得などである一方で、生徒への支援の根拠となるアセスメントや計画的・組織的支援の要となる個別の指導計画、教育支援計画の作成は十分に行われていない現状にあることがわかった。

さらに、学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「学習障害のある生徒についての知識・理解を高めるために行っていること」について質問したところ（複数回答可）、

県立では27校中「校内研修を行う」が26校、「専門機関との連携をとる」が17校、「ケース会議を行う」が16校と多く、「校外研修を行う」はやや少なく9校であった一方、「特別支援学校教員免許状を有する教員を配置する」は最も少なく2校にとどまった。他方、私立でも「校内研修を行う」という回答が最も多く7校中7校全てで実施されており、「ケース会議を行う」、「専門機関との連携をとる」が各6校、「校外研修を行う」が5校と続いたが、「特別支援学校教員免許状を有する教員を配置する」は半数以下にとどまり3校であった。

これらの結果から、県立・私立ともに校内研修はほとんど全ての学校で行われている一方、私立高校ではほとんどの学校で行われているケース会議、専門機関との連携、校外研修が、県立高校ではその実施が半減していることがわかった。また、特別支援学校教員免許状保有者の配置については私立では7校中3校で実施されていたが県立ではほとんどの学校で実施されていなかった。したがって、県立高校では特別支援教育に関する専門的知識や理解の促進について学校間の格差があることが示唆される。それに加えて、特別支援学級が設置されていたり、障害のある児童生徒を担当したり特別支援学級を担当した経験のある教員がいることも多い小・中学校と異なり、高校では特別支援教育担当経験者や特別支援学校教員免許状保有者がほとんどいないために、特別支援教育に関する知識をもち校内支援のキーパーソンとなるような教員が少ない。その結果、支援に苦慮する際に校内で素早く対応協議することが困難で外部専門家の介入を待つ必要があったり個別の指導計画や教育支援計画の作成をリードするような校内の教員がないということになると推察される。

3) 外部との連携

学習障害のある生徒が「在籍している」と回答した学校に「学習障害のある生徒の進路に関する相談窓口として利用しているもの（したことがあるもの）」について質問したところ（複数回答可）、県立では「特別支援学校」が12校で最も多く、次いで「宮崎県発達障害者支援センター」が8校で、「相談サポートセンター」と回答した学校と「特になし」と回答した学校が各5校、「宮崎障害者職業センター」、「障害者就業・生活支援センター」、「児童相談所」は回答した学校が1～2校ずつと少なかった。一方、私立では「障害者就業・生活支援センター」が6校で最も多く、次いで「宮崎県発達障害者支援センター」が5校、「特別支援学校」、「相談サポートセンター」が各4校の順で多かった。

県立高校では就労関係の機関への相談は少数にとどまったのに対して、私立高校ではほとんどの学校で就労関係の機関への相談利用が行われていた。これは県立では、進学を前提としている学校が多いのに対して、私立では障害のある生徒を対象とした特別な学級等が設置されている学校もあり、進学よりもはじめから就労を目指した指導になる学校が多かったためと考えられる。一方、県立高校では外部機関への相談のうち一番多い「特別支援学校」でも27校中12校と全体の半数以下にとどまっており、校内に特別支援教育のキーパーソンとなる教員が少ないにもかかわらず外部へ支援依頼がなされていない場合が多いといえる。県立高校で入学前の配慮や入学後の支援がまだ十分に行われてきていない実態が、このような校内における専門的対応のできる教職員等の不在から導かれていることが示唆される。

4. 自由記述からみる宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学の実状と課題

最後に、本節では質問紙調査の自由記述に着目し、回答を担当した高校の特別支援教育コーディネーター、管理職の教員、教育アドバイザーを担当している教員からみる宮崎県における

学習障害のある生徒の高校進学の現状と課題について明らかにする。

宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学の現状と課題について、本調査の自由記述で得られた回答は、表3、4に示す通りである。これらをまとめると、宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学の現状と課題は以下の五点に集約されるであろう。

第一に、中学校との連携や保護者との連携に困難を抱えている学校が多いことである。中学校や保護者からの障害に関する相談や説明がないまま入学しスムーズな支援が行えない場合や将来の進路を決める段階で障害がわかる場合があるという意見が多くみられた。また保護者が障害について受容していない場合や診断を受けていない場合に、とりわけ保護者との連携が難しくなり支援に困難を抱えるということがわかった。さらに、高校から支援を始めるのでは遅いと感じている教員もあり、改めて早期からの支援の重要性がわかる結果となった。

第二に、教員の理解が不足していることである。いまだ教員の学習障害に関する理解が進んでいない現状にあり、学習障害のある生徒に配慮した対応ができていないとの回答がみられた。このような理解不足の背景として、大学進学を目指す普通科高校が学力をつけることに力点を置いていることも指摘された。このことから、教員の理解を深めるためには一般的な研修等が必要であるとともに、学力を伸ばしていく高校の意義を保持することと学習障害のある生徒へ支援を行うことが矛盾することではないことを教職員が理解することが課題となるだろう。

第三に、県立の全日制高校の体制整備についてである。県立高校の定時制・通信制の学校や

表3 自由記述の回答（県立高校）

中学校・保護者との連携不足	<p>中学校からの引継ぎがなかったり、保護者の理解が得られなかったり、連携に困難を感じています。早い時期からの支援が何より大切で、高校入学後からは始めるには課題が多いと思います。</p> <p>学習障害に対する社会的な認知度は、かなり高くなってきたとは思いますが、在校生の中で、限りなく疑わしいが、診断は受けておらず、保護者にその件で、お話しすることが困難（受け入れない）なケースが、かなりあります。今後とも、学習障害のある子ども達が、周囲の正しい理解のもとで、その能力を最大限に伸ばすことができる学習環境をつくっていく努力は必要だと思います。</p> <p>パーセンテージから、その6%という数値を本校に当てはめた場合、恐らく1クラスに2～3人はいるということになる。しかしながら、中学校からの申し送りを見る限り、在籍していないことになっている。ただ、疑わしい生徒はいても、保護者が専門機関への受診を頑なに拒否・拒絶しておられるため、こちらで勝手に判断することができない状況である。</p> <p>高校合格前に保護者や中学校から学習障害のある生徒の情報が入ってきません。合格前に問い合わせや受験する生徒の情報は合否に関係すると思われるため、合格してからの相談等になるかと思いますが、高校側から「この生徒はどうなのですか」と聞いて「実は」となることがあります。保護者は知られたいくない気持ちが強いのです。小学校、中学校でも実態が分からないまま高校に来て障害について考えることが多くなっています。</p> <p>高校を選ぶ段階で本人、保護者が障害（特性）を理解していると入学後の支援がスムーズなので、中学校までの支援、関わりがとても重要と考えます。</p>
教員の知識・理解不足	<p>高校では、授業は各教科担当の責任においてなされるので、学習障害についてまだまだ教員側の認識不足もあり、適切な配慮がなされているとは言えない。また、普通科高校では、大学進学を目指すための学力をつけることに力点を置いているため、余計に学習障害の子どもの学習環境としては厳しい。教員も対応しきれていない。</p> <p>学習障害のあるなしに関わらず、生徒一人一人には高校進学を希望する（受験する）権利があり、各学校で就学の見込みが認められれば（学力も含めて）入学できると思います。様々な障害を持っている子ども達は多数おり、多くの生徒が受験し多くの生徒が入学してきます。問題は、入学後私達高等学校の教職員がどのような指導や支援を行っていくかが大きな課題だと思います。</p>
県立高校（全日制）の体制強化の必要性	<p>現状の全日制の体制強化がない限りは、学びの場は通信制にならざるを得ない気がします。そのような生徒への理解が進み、全日制のスタイルが少しでも変わることが望まれます。</p> <p>一斉授業で行われるのが基本である全日制高校の方法に、不安を感じる受験生および保護者は多いかも知れません。</p>
行政等への要望	<p>支援教員の配置をお願いしたいと思います。合理的配慮のことを考えるとその必要性は十分にあると思います。</p> <p>入学についてはどのような措置をとるか検討するのは高校ですが、その措置の実施の判断は全て県教委が行います。入試のことについては、高校単独では決められません。</p>
前向きな意見	<p>本校に在籍している学習障害の生徒は比較的現在のところはスムーズに学校生活を送っているの、全職員が彼に対して配慮等を共通理解して支援に当たっているのが現状です。</p> <p>本校は、診断の有無に関わらず、発達障害と思われる生徒の割合が一般の高校に比べて多いのが現状です。今回のアンケートは「学校内で学習障害の生徒が数人の場合」を想定して作成されていると思われるので、調査されている方が必要とされている情報が提供できなかったと思いますが、本校では特定の学習障害の生徒に対して特別な措置をとっていないものの、そのような生徒が多く在籍しているので、教師が全体として工夫している、実践していることを根拠としてアンケートに答えさせていただきました。</p>

注：欄1つが1校の自由記述。文章が不明確な箇所は筆者が一部改変した。

表4 自由記述の回答（私立高校）

中学校・保護者との連携不足	中学からの申し送りをしっかりやっていただきたい。 「学習障害のみの診断がある生徒が入学する」というより、自閉症スペクトラム、知的障害がある中で特性の1つとして読み・書き・計算のいずれかまたは全てが苦手、困難が生じている生徒が入学しているという印象を持っています。入学後に担任や教科担任が「何か特性を持っているのでは？」と感じることもあります。保護者が受容していないためにうまくいかないケースもあります。そのため「学習障害に特化した支援をおこなう」というよりも自閉症スペクトラム全般ととらえた支援が必要だと思えます。
教員の知識・理解不足	高校入学後の生徒の困りを見る視点において、全職員が「同じ土俵」に立っていないのが現状であり、課題となっています。職員研修やケース会などを通じて適切に生徒を見る（生徒の困りを見る）ことができるようにこれからも努力が必要だと感じています。
県立高校（全日制）の体制強化の必要性	学習障害に限らず、発達に偏りがある子が高校でつまづくことが多いと感じています。受け入れ側の高校、特に公立での積極的な指導体制ができると保護者や本人も安心だろうと思います。
行政等への要望	本校では、中学校まで在籍していた中学校、関係学校の担当者の先生方をはじめ、関係の先生方から密に情報を収集し、高校進学について検討したうえで入学までに至っている。しかし、学習障害やその他の障害を持っている中学生が、可能な限り通常の全日制高校と同様の体制で高校生活を送ることができるような、特別支援学級とは違う独自の高校設立が実現できると、該当生徒や保護者にとっても喜ばれると思う。以上のことについては結構意見を聞くことが多い。
前向きな意見	障害のある生徒を対象としたクラスや学科・コースの生徒は、就労と社会での自立を中心に教育を実践できるよう努力しています。その取組に合致したニーズをもつ生徒に対してはできるだけ受け入れることができるような体制、環境づくりに努力しているところです。

注：欄1つが1校の自由記述。文章が不明確な箇所は筆者が一部改変した。

私立高校からは、県立の全日制高校の体制整備が必要であるという意見が少なくなかった。実際、県立の全日制高校については、学習障害のある生徒に行っている支援が「特にない」と回答した学校が多いこと、学習障害のある生徒に配慮した試験や評価が十分になされていないことが本調査から明らかになっており、高校における特別支援教育体制整備のうちとりわけこの県立の全日制高校の体制整備が喫緊の課題である。

第四は、行政への要望である。具体的には、支援者の配置と、入学者選抜試験時に実施可能な特別な措置についての県教育委員会からの県立高校への方針の提示の要望である。各高校による特別支援教育の体制整備が必要なことは当然ではあるが、高校特有の特別支援教育に関するリソースのなさ⁵や、各学校単独での判断がしづらい県立高校の事情を踏まえると、行政からの財政的措置や方針の提示などがこれからの課題となる。

第五に、学習障害のある生徒に配慮した支援を充実させるために努力している、学習障害のある生徒がスムーズに学校生活を送れているといった前向きな意見があった。上述第一から第四の通り、宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学にはさまざまな課題がある。しかし、一部の学校では学習障害のある生徒に配慮した取組みがなされており、その結果、学習障害のある生徒がスムーズな学校生活を送ることができていると思われる事例もあることが明らかになった。今後は、こうした学習障害のある生徒に配慮した支援を行うことができている学校の支援ノウハウを参考に、中学校や保護者が連携していくこと、教員の知識習得や理解を促すこと、県立全日制高校の体制整備を進めていくことが期待される。

III. まとめと今後の課題

1. まとめ

本調査によって明らかになったことを踏まえると、宮崎県の高校における学習障害のある生徒の支援の現状と課題について以下のようにまとめることができよう。

(1) 県立高校全日制普通科における校内支援体制の構築と教育行政からの支援の必要性

近年、宮崎県では複数の私立高校が障害のある生徒を対象としたコースを設置し始め、調査対象にはしていないが他県に本校をもち県内で分校や学習センターを設置する単位制・通信制の私立高校も複数存在するようになり、療育手帳を取得できず特別支援学校へ進学できないが特別な教育的ニーズのある生徒の進路の選択肢は広がりつつある。しかし、大学進学を目指すほどの学力はあるが発達障害があるために、従来の全日制普通科の一斉指導スタイルでは能力を発揮することが難しいような生徒たちが、進学し適切な配慮や支援を受けながら従来の全日制普通科同様に学ぶことができる高校の選択肢が県内には非常に少ない。これについては既存の県立高校全日制普通科において適切な支援が受けられるようになれば、能力のある生徒たちが自尊心を維持しながら高校を卒業し社会で活躍することができるようになるだろう。

本調査では、県立の進学校タイプの高校に学習障害のある生徒の「在籍がない」との回答が比較的多いこと、県立高校で学習障害のある生徒へ提供されている支援が少ないことが明らかとなり、自由記述でも県立高校全日制の支援体制の不備を指摘する意見が挙げられた。特別支援教育コーディネーターが指名され、校内委員会が設置されてはいるものの、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成の例は少ないこともわかり、生徒の的確な実態把握を基盤とした支援が十分に行われていない可能性も示唆された。したがって、まずは県立全日制高校普通科において小・中学校並に実態把握や指導・支援計画作成を含めた基本的な校内の支援・研修体制を整え、さらに支援体制を実質化することが求められる。また、県教育行政においても、第一に、小・中学校とは異なる高校の特性を反映した教員研修を開発することが求められよう。たとえば中学校、特別支援学校との人事交流の更なる活用、小・中学校設置の特別支援教育校内委員会への高校教員の参加型研修、知的障害特別支援学校高等部に増加している発達障害生徒への指導ノウハウの高校への援用といった研修方法の改革が求められよう。また、第二に、教員加配や支援員配置、第三に特別支援学教員免許状取得者の積極的採用等による校内の特別支援教育キーパーソン作りなど、新たな予算措置も含めて支援体制構築のための梃子入れが行われることが喫緊の課題である。

(2) 入学前から卒業後に渡る中学校・保護者・関連機関との連携の必要性

高校における学習障害のある生徒に対する支援を阻害することの一因として、中学校や保護者からの入学前の事前相談や引き継ぎが十分になされていないことが本調査から明らかとなった。これは、第一に義務教育ではない高校に対して中学校や保護者が生徒の「ネガティブ」な情報を提供することによって不利な評価や対応をされることへの危惧がある場合と、第二に保護者の障害受容等の課題から中学校が高校へ十分に情報提供ができない場合、第三に逆に中学校が保護者から信頼を得られていない場合は高校への情報提供を保護者がよしとしなかったり、適切な進路指導・選択が制約されたりする場合があることが背景として考えられた。また高校側も生徒の障害の特性や中学校までの支援状況の情報が提供されて良いこととして受験生、保護者、中学校へ積極的に情報発信してきていないという課題もある。

したがって、今後は保護者と中学校が連携して高校に情報提供を行ったり教育相談の実施を依頼したりすることが期待される。それには、小・中学校での支援ノウハウを高校での支援に生かせるよう小・中学校段階の特別支援教育が更に充実すること、そして高校が入試時と入学後に実施可能な支援に関する情報公開や広報を行うことが前提となる。適切な高校教育を受けることができなかつた発達障害のある青年が卒業後に結局は引きこもってしまっているという事例も特別支援教育関係者等からよく聞かれることである。社会に生きる人々の一部が何らかの社会的障壁からもっている力を埋没させている状況は看過されるべきものではないだろう。今日、あらゆる人々が等しくその能力を発揮することは社会の命題といってよい。学習障害のある生徒が卒業後の社会的孤立を甘受することなくその能力を発揮できるよう、高校における特別支援教育が確立することもその命題解決の一端となるだろう。

2. 今後の課題

今後の課題としては、第一に、本調査の質問紙が1校における学習障害生徒の在籍数が文部科学省調査のように6%前後の場合を想定して作成したものであったため、学習障害のある生徒の在籍数が多い一部の学校とりわけ定時制・通信制の学校では回答しにくい内容があり、返送してもらったものの全質問項目に的確な回答を記入してもらえなかつた学校があった点である。今後は学校のタイプによって質問紙を分けるなどの調整を検討する必要があるだろう。

第二の課題は、回収率の問題である。事前に関係各所へ相談を行った上での発送であったため、先行研究の回収率と比較すれば、70.4%と悪くない回収率ではある。しかしながら、本調査の目的からすればさらなる回収率の向上が望まれるところであった。具体的には、県立の専門教育系の高校、ならびに障害のある生徒を対象とした特別な学級等を設置していない私立高校からの回収が他の課程等の高校よりも若干少なかつた。田部・高橋(2009)の私立高校を対象とした調査によれば、私立学校では特別支援教育の研修が不十分であったり、管理職が特別支援教育は私学の役割として捉えていない現状があったり、特別支援教育に関する公的な予算的措置がなされていなかったりと、公立高校とは異なる実態があることを指摘している(田部・高橋[2009]89-90)。したがって、宮崎県全体の実態や県立と私立の特徴の相違をさらに現実に即して解明するためには、調査手続き等をさらに工夫し様々なタイプの学校の回収率をバランスよく向上させることが求められよう。

第三の課題は、本研究では高校を対象に質問紙調査を行ったため、高校からみた宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学の実状や課題は明らかとなったが、学習障害のある生徒本人や保護者、中学校の立場から宮崎県の実状や課題について明らかにすることはできていない点である。今後は生徒本人、保護者、中学校などを対象とした調査を行い、多面的に宮崎県内の支援の実状と課題を明らかにすることが期待される。

付記

本研究は、石那田・岩崎の卒業論文「宮崎県における学習障害のある生徒の高校進学の現状と課題」と質問紙調査の回答データをもとに、木村が加筆修正したものである。なお、本調査には県内の関係機関、高等学校、特別支援学校の教職員の方々にご協力を賜った。格別の謝意を表したい。

注

- ¹ 宮崎県教職員録を参照し、記載されている県立高校・私立高校を対象とした。宮崎県教職員録には記載されていないものの、本校が他県にあり宮崎県内に分校・学習センター等を設置している私立の通信制高校が県内に複数校あったが、今回は調査対象から除外した。
- ² 本調査では、学習障害のある生徒の在籍の有無が進学校であるか否かだけでなく地域によっても差が見られ、「在籍していない」と回答した学校11校のうち6校が人口の多い市に所在する学校という結果であった。学習障害のある生徒が競争率の高い人口の多い市に所在する学校を避けていることも考えられるが、宮崎県の高校全体に占める郡部の学校数が元々少ないため、それらの背景要因と学習障害生徒の関連については更なる検討が必要である。
- ³ 平成27年度の宮崎県立高校入学者選抜試験における生徒募集定員は、全日制普通科4,120名、全日制専門教育系3,160名、全日制総合学科440名、定時制・通信制1,040名、合計8,760名である（いずれも表1の区分方法により計算）。
- ⁴ 県立高校の第四位以降で「少数指導による学習の場を設定している」が挙げられているがこれらの内訳は全日制普通科が3校（うち1校は郡部の学校、ほか2校が同一敷地内に特別支援学校高等部を併設する高校）、定時制・通信制が2校、専門教育系の高校が1校であった。
- ⁵ 宮崎県では2009年から肢体不自由生徒及び聴覚障害生徒への県立高校での支援員配置事業を行っている。聴覚障害に関しては、ノートテイクのための支援員となっており、身体的介助が必要でない障害種の支援員配置としては珍しく、聴覚障害生徒対象としては全国に先駆けた事業となっている。

文献

- 古川（笠井）恵美・内藤孝子・松嶋紀子（2009）LD等の発達障害のある高校生をもつ保護者の心配。川崎医療福祉学会誌, 19(1), 47-58.
- 近藤隆司・光真坊浩史（2006）高等学校における軽度発達障害をもつ生徒への就労支援の試み。特殊教育学研究, 44(1), 47-53.
- 文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知）。
- 西村優紀美（2011）発達障害のある高校生の大学進学について～スムーズな移行を目指して～。学園の臨床研究, 10, 61-65.
- 岡山県教育センター（2007）特別支援教育における中・高等学校連携に関する調査研究－中学校における進路指導上の課題及び高等学校における支援上の課題－。
- 大石啓文・遠藤悦子・八木敦子・松河弘子・田中安希子・小松千鶴子・伊藤絵梨子・岡田祐輔（2010）高校生の発達障害への支援について－県発達障害者支援センターにおける高校生の相談内容の分析－。児童相談紀要, 42, 34-36.
- 須玉由香里（2012）発達障害を抱えた生徒との出会いと関わりに関する高校教師の体験過程。心理臨床センター紀要, 8, 10-18.

- 田部絢子 (2011) 高校における特別支援教育の動向と課題. 特殊教育学研究, 49(3), 317-329.
- 田部絢子・高橋智 (2009) 私立高校における特別支援教育の実態と課題 - 全国私立高校悉皆調査から - . S N E ジャーナル, 15(1), 63-92.
- 田部絢子・高橋智 (2010) 全国私立高校養護教諭悉皆調査からみた特別支援教育の現状と支援の課題. S N E ジャーナル, 16(1), 128-145.
- Tabe, Ayako and Takahashi, Satoru. "Difficulties in Going to High School and Needs of People with Developmental Disabilities and Their Parents: Particular Comparison of Public and Private High Schools." *Bulletin of Tokyo Gakugei University, Division of Comprehensive Educational Sciences II* 62(2011): 125-141.
- 高橋智・田部絢子・石川衣紀 (2014) 国立大学附属中学校・高校における特別支援教育の体制整備に関する研究 - 全国の附属中学校・高校の管理職・養護教諭調査から - . S N E ジャーナル, 20(1), 89-104.
- 高橋智・内野智之 (2005) 高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態 - 東京都の高校等への質問紙調査から - . S N E ジャーナル, 11(1), 26-40.
- 高橋智・内野智之 (2006) 首都圏の高校等に在籍する軽度知的障害を含む軽度発達障害児の教育実態 - 高校等1,244校への質問紙調査から - . 発達障害研究, 28(2), 145-166.
- 竹林和子・別府哲・宮本正一 (2004) 教師は軽度発達障害児の問題行動をどのようにとらえているのか . 岐阜大学教育学部研究報告 (人文科学), 53(1), 1-10.
- 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ (2009) 高等学校における特別支援教育の推進について - 高等学校ワーキング・グループ報告 - .
- 都築繁幸・田中貞子 (2005) 軽度発達障害が疑われる高校生の実態把握の試み. 軽度発達障害学研究, 2(3), 28-33.
- 内野智之 (2009) 中学校調査からみた発達障害生徒の高校進学の問題・ニーズ. 障害者問題研究, 36(4), 254-263.
- 内野智之・佐々木智江・高橋智 (2006) 高校等に在籍する軽度知的障害を含む軽度発達障害児の教育実態 - 千葉県の高校等への質問紙調査から - . 学校教育学研究論集, 14, 61-85.
- 内野智之・高橋智 (2005) 高校等に在籍する軽度知的障害児の教育実態 - 埼玉県の高校等への質問紙調査から - . 学校教育学研究論集, 12, 63-81.
- 内野智之・高橋智 (2006) 高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態 - 神奈川県の高校等への質問紙調査から - . 東京学芸大学紀要総合教育科学系, 57, 231-252.
- Uchino, Tomoyuki and Takahashi, Satoru. "Difficulties and Needs of Upper Secondary School Students with Mild Developmental Disabilities in School: A Survey of Students with Mild Developmental Disabilities Including Mild Intellectual Disabilities." *Japanese Journal of Special Education* 44(6) (2007): 507-521.
- 内野智之・高橋智 (2007) 都道府県・政令指定都市教育委員会調査にみる高校特別支援教育の動向. 東京学芸大学紀要総合教育科学系, 59, 311-362.
- Uchino, Tomoyuki and Takahashi, Satoru. "Difficulties and Needs in School Life of Upper Secondary School Students with "Mild Developmental Disabilities" from the Viewpoint of Their Guardians Survey." *Journal of Educational Research* 16(2007): 17-34.
- 海口浩芳 (2014) 通常学校の特別支援教育コーディネーターによる上級学校ならびに行政への要望 - 石川県公立高校調査 (中間報告) から - . 北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要, 7, 119-130.
- 山口比呂美 (2008) 特別支援教育 - 0からの出発 - どの子にもわかる指導・支援. 月刊生徒指導, 38(11), 34-38.
- 横谷祐輔・田部絢子・石川衣紀・高橋智 (2010) 「発達障害と不応」問題の研究動向と課題. 東京学芸大学相互教育科学系 I, 61, 359-373.